

事 務 連 絡

平成29年10月11日

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部

介護保険課長 中山 浩子

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本年11月1日から技能実習制度の対象職種に介護職種が追加されることに伴い、平成29年9月29日付で標記の厚生労働省告示並びに局長通知及び介護職職種の技能実習生の受入れに関するガイドラインが発出されましたので、お知らせいたします。

介護職種の技能実習生の受入れについては、関係規程等に基づき、適正に対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、関係資料につきましては、お手数ですが下記ホームページをご参照ください。

記

【北九州市ホームページ】

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0577.html

<ホームページ掲載資料>

○厚生労働省告示第三百二十号

○厚生労働省 社会援護局長・老健局長通知

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等について」

○介護職種の技能実習生の受入れに関するガイドライン

○技能実習「介護」における固有要件を定める告示について

<問い合わせ先>

北九州市保健福祉局介護保険課
事業者支援係

TEL : 093-582-2771